

柏原市木造住宅除却補助金交付要綱  
柏原市木造住宅除却補助金交付要綱施行細則

令和6年4月

柏原市

# 柏原市木造住宅除却補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）の除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において柏原市木造住宅除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市域の耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、もって地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅、寄宿舎、共同住宅及び併用住宅に該当するもの（併用住宅の場合にあっては店舗その他これに類するものの用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）及び市長が認めたものをいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
  - イ 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士。
  - ウ 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成26年度以降に主催する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を受講し、「登録耐震診断資格者講習の講習修了証明書」の交付を受けた者
  - エ その他市長がア、イ又はウに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 同条第2号アに規定する耐震診断の場合は、耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た数値）をいう。

イ 同条第2号イに規定する耐震診断の場合は、耐震診断問診表の評点の合計をいう。

(5) 除却工事 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）が補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）を全て除却する工事をいう。ただし、区分所有の長屋住宅の場合は、その所有している部分の全てを除却する工事をいい、当該除却に伴う当該建築物の修繕等の工事は含まないこととする。

(6) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業者をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助対象建築物は市内に存し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、柏原市木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたもの、もしくは一団の土地にて本要綱に基づき補助金の交付を受けたものは対象外とする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された木造住宅

(2) 前条第4号アの耐震診断結果が0.7未満であるもの若しくは前条第4号イの耐震診断結果が7以下のもの（限界耐力計算を用いた場合は最大応答変形角が1/15を超えているもの）

(3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用その他国又は地方公共団体における公共事業のための収用に伴う移転補償の対象となっていないこと。

2 申請者以外の建築物及び土地の所有者や、長屋住宅の場合における除却をしない部分の区分所有者、占有者もしくは法定相続人（以下「利害関係者」という。）が存在する場合は、補助対象建築物の除却工事を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当する個人で、かつ、補助金の交付申請時の直近の課税所得金額が5,070,000円未満の者で、補助対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないものとする。

(1) 前条に規定する補助対象建築物の所有者

(2) 前条に規定する補助対象建築物の法定相続人

（補助対象費用）

第5条 補助の対象費用は、除却工事に要する費用（建築物の解体、運搬、処分等に要する費用を含む。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は別表に定めるところによる。

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。  
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、除却工事を実施する前に柏原市木造住宅除却補助金交付申請書(様式第1号)に市長が別に定める必要書類を添え、指定期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、柏原市木造住宅除却補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、柏原市木造住宅除却補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(除却工事の着手)

第9条 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちに柏原市木造住宅除却工事着手届(様式第4号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(除却工事等の変更及び中止)

第10条 補助決定者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、柏原市木造住宅除却補助金交付変更申請書(様式第5号)に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、柏原市木造住宅除却計画変更届(様式第6号)に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し柏原市木造住宅除却補助金交付変更決定通知書(様式第7号)により通知を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。
- 3 補助決定者は前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに除却工事の工事業者と契約し、当該変更契約書を市長に提出しなければならない。
- 4 補助決定者は、除却工事を中止しようとするときは、あらかじめ柏原市木造住宅除却工事中止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助決定者は、除却工事完了後、柏原市木造住宅除却工事完了報告書(様式9号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による工事完了報告は、除却工事の完了した日から30日以内又は補助金の

交付申請にかかる会計年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により工事完了の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、除却工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、柏原市木造住宅除却補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、柏原市木造住宅除却補助金交付請求書(様式第11-1号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助決定者が前項の補助金を請求するにあたり、その受領についての権限を、除却工事を行った建築業者等(以下「除却事業者」という。)に委任する場合は、前項に加え、補助金の代理受領に係る委任状(様式第11-2号)を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 第10条第4項に規定する中止届が市長に提出されたとき。

(6) 第11条に規定する完了報告書が会計年度の3月15日までに市長に提出されないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、柏原市木造住宅除却補助金交付(交付変更)決定取消通知書(様式第12号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、柏原市木造住宅除却補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第17条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第18条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

経過措置として、旧要綱により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

用途区分		補助額	補助限度額
(1)	・ 一戸建ての住宅 ・ 併用住宅 ・ 寄宿舍	補助対象費用の 2分の1の額 もしくは 34,100円×(除却建 物の延床面積㎡)× 0.23により算出した 額のいずれか低い額	200,000円
(2)	・ 共同住宅(1棟) ・ 賃貸の長屋住宅(1棟)		400,000円
(3)	・ 区分所有の長屋住宅		200,000円 (1棟の長屋住宅に住宅2 戸以上を有している場合は 400,000円。)

# 柏原市木造住宅除却補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、柏原市木造住宅除却補助金交付要綱(平成30年4月1日制定。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(事前相談)

第2条 建築物が補助対象建築物に該当するかについて疑義が生じた場合、要綱第6条による補助金交付申請に先立ち、木造住宅除却に関する事前相談を別記様式1にて行うことができる。

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第7条に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築年月日が確認できる書類
- (2) 申請者が所有者の場合は、固定資産課税台帳(名寄帳)、固定資産評価証明書又は登記事項証明書等により所有者が確認できる書類
- (3) 申請者が法定相続人の場合は、登記事項証明書、遺産分割協議書等により補助対象建築物の法定相続人が確認できる書類
- (4) 補助対象建築物の所有者若しくは法定相続人の直近の課税証明書又は源泉徴収票
- (5) 納税証明書等により補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類
- (6) 耐震診断報告書(現況)又はこれに代わる書類
- (7) 補助対象建築物がわかる写真
- (8) 耐震診断(要綱第2条第2号アに限る。)によって除却工事を行う場合は、耐震診断技術者であることを証明する書類の写し
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写しもしくは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けたことを証する書類の写し
- (10) 位置図
- (11) 除却工事に要する費用が確認できる内訳明細書
- (12) 申請者以外に利害関係者がいる場合は、利害関係者に関する報告書(別記様式2)
- (13) 委任状(本要綱に係る手続き等を申請者以外の者に委任する場合)
- (14) その他市長が必要と認める書類

(除却工事着手届出時の必要書類)

第4条 要綱第9条に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 除却工事請負等の契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(除却工事等の変更時の必要書類)

第5条 要綱第10条第1項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) 除却工事に要する費用に変更がある場合はそれを確認できる内訳明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(完了報告時の必要書類及び報告期日)

第6条 要綱第11条第1項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 除却工事完了後の写真
  - (2) 除却工事に要する費用が確認できる請求書の写し（補助金の代理受領を行う場合にあっては、その金額の内訳がわかるもの）
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 要綱第11条2項に規定する、会計年度の3月15日において休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。  
(補助金請求時の必要書類)

第7条 要綱第13条第1項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 除却工事に要する費用が確認できる領収書の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の書類において、除却工事技術者が属する組織または当該除却工事関係業者と異なるものが作成、発行したものについては無効とする。  
(申請期日)

第8条 要綱第7条に規定する指定期日とは、原則として、補助金の交付申請にかかる会計年度の12月末日とする。（なお末日とは12月28日を指し、休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。）ただし、補助金の予算範囲を超える場合は、その時点を指定期日とする。

#### 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

経過措置として、旧細則により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

#### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。